

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和2年9月17日	株式会社長岡陸送 (法人番号6110001023 074) 代表者長谷川マス エ	新潟県長岡市片田 町620-1	本社営業所	新潟県長岡市片田 町字三辺620-1	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和2年6月22日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
一般貨物	令和2年9月28日	株式会社協同荷役設備 (法人番号9230001000 703) 代表者八十島幸喜	富山県富山市布瀬 町南1丁目12-17	本社営業所	富山県富山市興人 町字立割1番1-1	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和元年5月15日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)(2)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。